

平成 24 年度第 3 回児童福祉専門分科会会議録

- 1、開催日時 平成 24 年 5 月 12 日（土）9:10～12:05
- 2、開催場所 青森市役所柳川庁舎 2 階 応接室、講堂
- 3、出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、西村恵美子委員、沼田徹委員、松浦健悦委員、鳴海明敏臨時委員、石橋修臨時委員、鷲岳覚臨時委員、高橋多恵子臨時委員
- 4、欠席委員 石岡まつ委員、原朗委員、小笠原梓臨時委員
- 5、事務局出席者 健康福祉部長 福井正樹、健康福祉部次長 今村貴宏、
子どもしあわせ課課長 館山新、子どもしあわせ課主幹 西澤哲司、
子どもしあわせ課主事 渡邊幸子
- 6、その他出席者 青森市子ども委員 18 名、学生サポーター 6 名
- 7、会議内容
 - 1、開会
 - 2、健康福祉部長あいさつ
 - 3、案件
 - (1) 子どもの権利条例に盛り込む内容について
 - (2) 子ども委員による子どもの権利についての意見発表
 - 4、その他
 - 5、閉会

案件（ 1 ） 子どもの権利条例に盛り込む内容について

（【資料 2】「(仮称)子どもの権利条例骨子案」に基づき議論）

事務局より資料 2 について説明

事務局

資料 2 については、前回の起草委員会整理案に対して皆様から寄せられた意見を集約したものになる。黒い太枠で囲まれた部分に事務局意見とあるが、前回からの議論の中で結論が出ていないものについて、もう一度検討をお願いしたいというものと、前回の会議で事務局に対して出された宿題などで、一定程度の解決がされたものについて記載している。その下に、点線の枠で囲んでいるのが、前回皆様から寄せられた意見を集約したものを、起草委員の方々とやり取りさせていいただいて、その際にいただいた意見を記載している。事務局再意見というのは、その起草委員の方々とやり取りを経たうえで、事務局として再度、皆様のほうに意思表示したものであるように捉えていただきたい。

本日は、事務局意見の部分をも先にご覧になっていいただいて、その部分で検討していく必要がある部分について議論していただくという形で進めていただけたらと考えている。

意見主な意見は以下のとおり

条例全体及び章立てについて

名称については、まだ未定であり、「(仮称)子どもの権利条例」として進めていくということになる。前文についても、これから決めていくということで、総則については、定義という硬い言葉ではなくて「ことばの意味」や、「大人の役割・子どもの役割」というように「役割」

という言葉を使ってはどうかという意見が出ている。

また、3章と4章を一体としてはどうかということが大きな検討課題となっている。3章は、権利条例として本当に欠くことができない権利を列挙している部分だが、4章は、生活の場における権利の保障ということで、関連する子どもを取り巻くそれぞれの主体、例えば、親であるとか学校を含めた施設、地域住民や行政のそれぞれの役割という形で出てきていて、3章と4章それぞれがオーバーラップしているが、これをどういうふうにして一体化していくかが課題となっている。

5章では、救済の仕組みについて、起草委員からは、権利擁護委員という名称にしてはどうかという意見が出ている。擁護委員については、事務局体制を、スタッフを含めてどうしたらいいかということについて、今後検討していかなければいけない。

7章で検証のための委員会を設けるとのことだが、これも、どのような形で設けていくか考える必要がある。

子ども自身でも理解できるような表現や表記の仕方にしたほうがいいと思う。3章も4章も、くどい書き方になっていて、このあたりの条文が長くなると、もう子どもは読んでいかなさうと思う。同じことを繰り返し述べているので、もう少しダイレクトにできないかなと考える。細かい表題についても、もう少し読みやすいようにして、読みやすいけれど、中身はしっかりと書かれているというほうがいいのではないかと。4章については、なんとか3章の中にまとめて入れられないかと思う。

3章のタイトルが「子どもにとって大切な権利」で、4章が、主に、子どもを取り巻く大人あるいは行政も含めての役割と責任というスタイルで書かれているので、例えば、「子どもにとって大切な権利」に対して、「大人の役割・責任」というようにするというのはどうか。条文は、4章の分が3章にくっついてきて、当然膨らむことになると思う。更に、4章の中で言うと、地域住民や事業者についての部分は細かいような気がするので、統合することはできるのではないかと。

12ページで、「参加・意見表明の機会の保証」が出てくるが、これは、子どもの大切な権利というものの中でも、参加の権利というものをより重視して、ここでまた置いているということになるだろうか。13ページの「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」の部分については、3章の中で、もう少し子どもの基本的な権利を膨らませるという形で移すことはできるのではないかと。

豊田市や日進市の条例を見ると、まず、「子どもにとっての大切な権利」を謳い、次に「大人による子どもの権利保障」、次に、「子どもに優しいまちづくりの推進」という章立てになっている。最初に、子どもの大切な権利、次に、それをどう具体化するかということで、大人による子どもの権利保障、その次に、行政がどのように子どもに優しいまちづくりを推進していくか、という並びになっていて、むしろ章立てとしては、こちらの方が分かりやすいのだと思う。

子どもにとって大切な権利については3章で、4章は、家庭や学校や育ち学ぶ施設の大人の責務ということについて、次の章では、子どもに優しいまちづくりの推進ということで、行政を意識したようなものにして、今の4章を二つに分けるようなイメージになる。

3章と4章を単純に合体すると、章によるアンバランスがすごい。3章が膨らんでしまうという点は気になる。

普及については、言わば大人の側の責務や役割という形で、そちらに吸収してもいいということも考えられる。

全体的に見ないと、条例の中身がよく分からないという印象があるので、整理していったほうがいいのか。恐らく、今のものを一般の方が見ても、理解し難いのではないかと。それから、子どもが読んでも分かるような言葉でというところで整理をしていけば、言葉の再整理というか整合性がとれるのではないかと思う。

話を整理すると、4章の「7.参加・意見表明の機会の保障」と、「8.子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」が3章にくっついて、4章の残りの部分を、「大人による子どもの権利保障」と「子どもにやさしいまちづくりの推進」の2つに分けるといふことか。

2章の普及啓発の部分は、「大人による子どもの権利保障」か「子どもにやさしいまちづくりの推進」の中に下ろしていくということで、章が1つ減るといふことになる。

子どもや一般の方にも分かりやすいようにといふことだが、年齢的にはどのくらいを想定しているのか。この条例自体が、どの程度の表現なり構成にするのか、どのくらいの子どもが理解できるものにするのかによって全然違ったものになってくるので、そこがはっきりしなければ、章立てが細かいほうがいいのか、大きいほうがいいのかといふことが見えてこないのではないかと。

子ども委員は、小学校高学年からの子どもがいるが、配慮するとすれば、その子たちが辞書を引けば分かるという程度だろうか。

辞書を引いてその言葉を置き換えてもしょうがないといふところがあると思う。小学校5、6年生くらいであれば理解できるような程度であればいいと思う。ここのところではこういう言葉を使っているのに、こっちではこういう言葉を使っているとか、ここでは分かりやすい表現になっているのに、こっちでは唐突に専門的な言葉が出てくるというようなことが無いように配慮していただきたいと思う。

3章は子どもに分かりやすい感じがするが、それ以外は大人の言葉になっていて分かりにくい。それによって、章の大きさも変わってくると思う。まとめてしまったほうが分かりやすいのであればまとめてしまえばいいと思う。年齢的な前提でいふならば、あまり章立てが細かいとわかりにくいし、推進と検証といふのは、どうやって進めてどうやって確かめるのかといふプロセスとして、ひとつのまとまりにもなると思う。全体的なやわらかさといふことで言ったら、まとめてもいいと思う。

解説文は作るのだから、その中で、ここの条文に関してはこんなことを言っているといふ解説を入れていくといふのはどうか。条文の言葉をいろいろ言い換えた結果、訳の分からないものになってしまったといふのではなくて、解説できちんと説明をしてはどうか。

条例そのものの章もできるだけ少なくしたいといふことであれば、条例で定める細かいことについては規則で示すとか、規則の部分は大人の言葉で書かれていてもいいような気がする。

オリジナルな条例そのものは、中学校2、3年生ぐらいをターゲットにしたものにせざるを得ないと思う。それ以下の人をターゲットにするのは、条例というものの性格上、難しいと思う。そこについては、翻訳バージョンで伝えるほうが良いと思う。章立ての問題については、必ずしも少なければいいとは思わない。章立てから構造がちゃんとわかるようになる必要があると思う。推進と検証については一緒にしてもいいと思うが、推進という章の次に検証という章がきても、別に問題は無いと思う。

子ども委員会という名称はともかく、やはり、なんらかの形で条例の中に位置付けて明記しておいたほうが良いと思う。子どもの参加する権利というものの絡みから見ても、子ども委員会が数年間ずっとやってきたということもあるので、やはり、どこかにあったほうが良いと思う。

青森らしさというのを、どういう形で表していくかということについても、考えていかないといけない。

5章、6章のあたりで、擁護委員やオンブズパーソンについて、どの程度のものまでやるのかによって、その前の部分についても変わってくると思う。

5章、6章の部分については、一番困難な部分だと思う。第4章までは、言葉をどうするかということだけだが、この部分については、人員、組織、財政など、全てに関わってくる。

事務局

予算的なものや、組織立てなどについては、関連市のほうに調査を投げている。基本的には、前回の会議の中で、皆様から疑問として出された事項について拾い出しをし、調査をかけている。組織立てについて、予算をどの程度取っているのか、権利の日を定めた経緯など、前回の議論の中で疑問となった部分を拾い出したもので調査している。締め切りを17日ということにしているので、これについては分かり次第、皆様のほうにご提示したいと思っているが、今の時点ではっきりとしたことを申し上げることはできないので、次回の開催までには間に合わせたいと考えている。

札幌市の条例を見ると、規則への委任ということで、それを設置するということは書いてあるが、具体的にどう設置するかについては、条例の下に規則を定めて、その規則で細かく決めるというような書き方になっているので、関連資料として、規則や要綱なども取り寄せていただければ見せてもらいたい。例えば、条例には調査員や相談員を置くというように書いてあるが、実際に困った子どもがどこに電話すればいいのか、誰に相談すればいいのかという、具体的な運用の部分が書かれていないし、事務局を設置するということになるので、事務局が庁内でどういう位置付けになるのかということや、どこまで条例に書くのか、規則に定めるのかなど、いろいろ出てくると思う。

他に、川西市に子どもの人権オンブズパーソン条例がある。この条例の下にも、規則などを設けているのかどうかということで、できるのであれば、川西市のものも見てみたいと思う。

今までの話を、もう一度まとめると、まず前文があって、1章が総則に当たる部分、2章が現行の3章「子どもにとって大切な権利」にあたる部分になり、3章が、それを大人によって

どう保証していくかということで大人の責務と役割、4章が、子どもにやさしい街づくりということで行政の役割、5章が、権利救済の仕組みに関する部分、6章が、推進と検証を一体化できるかどうかということで、できるのであれば6章で一本化し、6章立てということになる。子どもにとってわかりやすいということを使った場合、義務教育終了までぐらいの子どもたちを念頭において、子どもバージョンを作る、あるいは解説書を作るということによいか。

「前文」及び「第1章 総則」について

6ページの上のところに書いてある意見は、総則の目的をこういう書き方にできたらということである。これに合わせて前文のほうも、「ともに育ちあう」というキーワードや、「あたりまえ」という言葉を入れたいと思う。権利というのはあたりまえのことだが、どうしても食わず嫌いの人や、言葉からパワーを感じる人が多いので、あたりまえにあるものなんだということ、少し出しておきたいと思う。

前回、大人の役割だけでなく、子どもの責務というものについても、子どもにも分かるように書き込んだほうがいいのかという意見が出たので、その部分についても入れ込んだほうがいいのかと思う。

定義のところ、子ども、育ち学ぶ施設、保護者と、3つだけ定義されているが、なぜこの3つだけ定義されているのか。行政や市の定義は、特に無くてもいいものなのか。

定義しなくても、大人の役割の中の部分で読み取れるのではないのか。例えば、育ち学ぶ施設については、豊田市では、「子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などを言います」となっている。ですから、そのあたりを、あまりきっちりと決める必要はないと思う。

市の定義と言っても、議会もあるし、市長もあると考えれば、確かに定義が必要かもしれない。その部分については、起草委員会の宿題にさせていただきたい。

「第2章 子どもの権利の普及」について

条例の名前の話でも、青森市にちなんで青い森ということも言ったが、青というのは、昔でいったら、緑も青の中に含まれていて、「みどり児」じゃないが、元気に育つとか、そういうイメージが青にはあるのではないかと思う。それを一番感じられるのは、青森で言ったら5月、6月になると思う。母の日があって、次の月に父の日があってという、命の繋がりというようなところで、5月は権利の日にあふさわしい時期なのではないかと思った。

「第3章 子どもにとって大切な権利」について

「第4章 生活の場における権利の保障」について

「参加・意見表明の機会の保障」と、「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」の部分については、ローカリティーをどのように表現するかということがある。

大人のネーミングを「市民」とするのか、「地域住民」とするのかについて、市の中の地域の中のコミュニティというニュアンスであれば、広く市民と言うのではなく、地域住民と言うほうがしっくりくる場合もあるし、条文に応じて、両方の言い方が必要な場合もあるかもしれない。ローカリティーというか、青森らしさを出すのは、前文などのもっと前のほうがいいのか

もしれない。

日進市の条例を読むと、大人、保護者、地域住民というように、それぞれ使い分けている。札幌市の条例で「市民」と言っているようなところは「大人」と言っている。

市民と言うと、他市から来る人は市民ではないとか、そういったところの定義が必要になってくる。

言葉の再整理というのを、きっちりやっていく必要がある。

「第5章 子どもの権利の侵害からの救済」について

第5章の中に、子どもの最善の利益を実現するというのを、どこかに入れておいたほうがいいと思う。単に、権利を侵害された子どものための委員ということではなくて、子どもの最善の利益を実現するためにこの委員を置きますということがどこかに書かれていれば、柔らかくなっていいと思う。

札幌市の条例の第37条に「調査及び調整」ということで、1項から6項までであるが、第4項では、「救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査をすることができます」というように、どういう調査をするのかという調査の具体的な事項を書き込んでいる。それに対して本市の原案では、第5章の5に「委員への協力」ということで、「市の機関は、委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません」ということで、本格的に協力をしなさいという謳い方をしているだけだが、それでよいのか。具体的な調査方法である資料の閲覧や提出などについては、規則のほうで書いていくということなのか。また、調査の項目についても、具体的にどういう調査なのか、その調査に応じなければならないということなのかなど、具体性のある書き方をしなくていいのだろうか。

こういう書き方にした理由としては、救済機関も同じ市の機関になるわけで、他の自治体に対してということではないので、そんなにギリギリと書かなくても大丈夫なのではないかと考えた。

委員会をどこに設置するかということと絡むが、どこかの部局の中に位置付けると、当然、部長などの指示命令の下に動くことになるので、上からそこまでやる必要無いと言われる可能性もある。あえて市長の直属の特別機関だという位置付けにしているところもあるが、あえてそうした場合でも、「ただの市長のアクセサリーとして置いているんでしょ、協力はいくらでもしますよ」というふうに、うまい具合にたてまつられて、実質何もできないということにもなりかねないと思う。だから、少なくとも、救済委員会の調査というのは、ここまで踏み込むのですということが書かれてある必要があると思う。当然、同じ市と言えども、市役所の中の他の機関と利害が相反する事態が出てくることもあるので、そういう場合にどうなるのかということである。

その点については、起草委員会の中でもう一度検討してみたいと思う。

「第6章 施策の推進」について

「第7章 子どもの権利の保障の検証」について

6章と7章については、一体にして、6章とすることもできるのではないかという意見があった。7章の権利の保障の検証委員会については、15歳以上の子どもを委員のメンバーとして入るといったのがあったが、そこについてもどうするかということが出てくるので、事務局に調査していただいている他市の状況を見ながら、考えていく必要がある。また、新たな組織を設置する必要性の有無についてということで、今現在ある専門分科会と子ども委員会との関連についても考える必要がある。

終わりに

このあと、子ども委員たちが、子どもたちの疑問に思うことについて発表するが、その疑問に思うことの発表と、この骨子案との関わりについてはどうなっているのか。

事務局

子どもたちから寄せられた意見が、骨子案の中のどの部分に該当するかという整理表をまとめ、次の会議までにお示ししたいと考えている。仮に、どの部分にも当てはまらないような意見が寄せられた場合には、次回の専門分科会で、その当てはまらない意見をどう扱うのかということについて、皆様に議論していただき、6月9日の合同開催の場面で、児童福祉専門分科会から子どもたちに、それに対する答えを返すということをしてほしいと考えている。

では、このあと11時より、講堂で子ども委員の意見発表を行うので、移動をお願いしたい。

案件(2) 子ども委員による子どもの権利についての意見発表

グループAの発表内容

- ・ 人によって態度を変える先生がいることに納得がいかないの、先生はもっとみんなを平等に見てほしい。
- ・ 子どもの意見を大人が無視することが多いことと、教師が一方的に子どもを怒ることがあるので、子どもの意見をちゃんと聞いてほしい。
- ・ 教師が子どもに対して、暴力で注意したり叱ったりするのは、子どもの教育にはならないと思うので、悪いことは叱ってもいいが、暴力はやめてほしい。
- ・ 親は、子どもに関する情報(子どもの貯金など)について、情報の公開をしないので、もっと情報がほしい。
- ・ まとめとして、大人は子どもの気持ちを考えて接してほしい。

グループAの意見に対する質問

【問】 教師の暴力という話があったが、具体的にはどんな暴力があるのか。

【答】 自分が悪いことをしたことは認めるけれど、それに対して叩いてきたりしたという意見が出ていた。行き過ぎた叱り方はやめてほしいと思った。

【問】 子どものためになる情報がほしいということで、貯金のこととかが分かったときに、その情報をどのように使いたいのか。

【答】 子どもが親に預けているお金(お年玉など)のことなどを知りたい。

グループBの発表内容

- ・ 親の言動が矛盾している。子どもが「 さんの家はこうなのに」と親に言うと、親は「よそはよそ」という感じで言うのに、成績などの話が絡んでくると、親は他のところと比較したりすることなどが納得いかない。また、子どもは矛盾に気付いてもらうために（親に）質問をしていくことが大切だと思う。
- ・ 親には自分の意見を最後まで聞いてほしい。親の話す勢いが強すぎて自分の意見が言えず、そのまま親に流されてしまうということがあるので、親は気付く習慣をつけてほしい。また、子どもは親の話を一通り聞いた後に意見を言うことが大切だと思う。
- ・ 文化部と運動部を比較して、文化部は地味だと言うことがあるので、それに対して、先生が授業などで、例えば美術部の人が作った作品を見せるなど、良いところをアピールしてほしいと思う。
- ・ まじめに物事をやっている人がバカにされたり、正しいことをしている人がダサいと言われることがある。制服のボタンをきちんと上までしなければいけないという決まりがあるのに、ちゃんとボタンをしないで着崩している人が多くなっていて、きちんとしている人がダサいという考え方が生まれてきてしまっているので、子どもは周りに流されないことが大事だと思う。また、先生たちが子どもをよく見て、ほめて伸ばしてほしいと思う。
- ・ 子ども会がない町会があるので、子ども会がある地域に参加できるなどの対応をしてほしいと思う。
- ・ まとめとして、子どもは大人の意見を尊重しなければいけないが、大人は子どもに目を向けて、子どもの意見を尊重してほしい。

グループBの意見に対する質問

- 【問】 ほめて伸ばしてほしいということだが、叱られることよりも、ほめられる回数が少ないと感じているということなのか。
- 【答】 ほめられるとすごく嬉しくて、いろいろなことが楽しくなってくるので、良いところを見つけたらすぐほめてほしいし、悪いことをしたらきちんと叱ってほしいという意味もある。

グループCの発表内容

- ・ グループCでは、「楽しく安心して暮らせる青森市」というテーマを掲げた。
- ・ 部活動などの大会をテストの近くにしないで、学校のテストを把握して大会を開催してほしい。
- ・ 先生の言ったことを守らないとき、厳しい指導が必要になるのは分かるが、暴力的になることがあるので、手を出しすぎず、もう少し生徒の声に耳を傾けてほしい。
- ・ 先生が理不尽な発言をすることがあるので、子どもの気持ちを考えて発言してほしい。
- ・ 委員会の委員長などをやりたいという人がいたのに、独断で委員長などを決めてしまった先生がいたので、先生はちゃんと意見を聞いて、公平に決めるべきだと思う。
- ・ 校則がしっかりと守られていないので、その場合は親にも協力してもらう。
- ・ 地毛で髪の毛が明るいだけなのに、校則だからといって黒く染めさせるのではなく、人それぞれ生まれつきのものであるならば、染めさせないべきだと思う。
- ・ 虐待のニュースを見たが、虐待をする親は、心が子どものまま親になってしまったのだと感じた。「子どもの権利条約」を全員が親になる前に、子どものうちに知っておくべきだと思う。そのために、リーフレットでは読まない人がいるので、交通安全教室のように、映像や講演みたいに見せるといいと思う。

- ・ 大人が子どもの話を最後まで聞いてくれず、勝手に解釈をすることがあるが、大人は面倒でも子どもの言い分を聞いて、子どもは意見があるならばはっきりと表現するべきだと思う。
- ・ 外国や日本も含めて、子どもが拉致される事件(臓器売買の問題)が起こっていることは、生きる権利、守られる権利が足りていないと思った。
- ・ 義務を果たさないで権利だけを主張するのではなく、義務を果たしたうえで権利はもらえるものだと思う。
- ・ 「子どもの権利条約」を見れば、子どもに権利があることは分かるが、具体的に何をしなければならないのかが小学生などに伝わりにくいので、権利の中にも責任と義務をもう少し明確に入れるべきだと思う。また、多くの人に知ってもらうために、くだけた表現も必要だと思う。
- ・ 高校生は自宅から学校まで遠くて、通学にバスを使うので、高校生もバスを無料にすればいいと思う。
- ・ チャイルドラインなどの相談窓口の存在をもっとアピールして広めればいいと思う。

グループCの意見に対する質問

【問】 義務を果たさないときは、権利は認められない、というような意見がありましたが、ここでいう、皆さんが考えた“義務を果たしていない”というのは、どういうことをイメージしているのか。

【答】 義務教育で学校に行くことを言っている。小・中学校で学校に行っていない人もいるので、もっと行ってほしいと思う。

【意見】 学校に行っていないというのには、いろいろな事情があって行けないということがあるので、これも義務を果たしていないと言っていいのかどうかというのがある。義務を果たしていないということではなくて、その人が学校に行って、みんなと一緒に勉強するという権利が侵害されているということであって、その権利をきちんと実現するために、みんなで考えなければいけないのではないかなと思う。

【問】 チャイルドラインなどの相談についての意見で、広くアピールしていても、そういうところに相談するのをためらってしまうということがあると思うので、ためらわず、大人へ相談してもいいんだよという認識をつけていくというのも必要ではないか。

【答】 広くアピールするときに、ためらうことなく相談してもいいということも含めてアピールをすればいいのではないかなと思う。

【問】 高校生は、自分が勉強をしたくて高校に行っているのに、バス代などがこれだけかかっているということが、頑張る糧になっていたりするので、バス代を無料にすることが子どもの権利というのはちょっと違うのではないか。

【答】 高校は義務教育ではないので、お金がたくさんかかるということを聞いたことがあったので、高校生も無料にできればいいと思った。小学生が無料になっていることを否定しているわけではなくて、高校生はいろいろお金がかかるということを想定して、無料だったら使いやすいのに、という趣旨の意見である。

【意見】 小・中学生は、通学のためにバスを使うということがほとんどないので、それよりは高校生を無料にしたほうがためになるのではないかなと思った。

グループDの発表内容

- ・ 学校の話合いなどで、自分の意見を発表しているときに、他の意見をすぐにはさんで

たりすることがあるので、ちゃんと自分の意見を聞いてほしい。一人一人の意見はどんなことでも大切だと思う。

- ・ 身近な大人に対する意見として、大人は言っていることとやっていることが違うときがあるので、自分の意見にはもっと責任を持ち、やったことにも責任を持つべきだと思う。
- ・ ゆとり教育が終わったことで、その境目にいる中学生などは、これまでやってきたことに加えて、ゆとり教育のためにやっていなかった（やらなくてもよかった）部分についても、取り戻して勉強をしなくてはならず、多くのことをやらなければいけない。これからの子どもは、そうではなくて、普通に勉強できるので、勉強の量に差が出るのはおかしいと思う。
- ・ テレビ東京やフジテレビを見たい。地方によって見られないのは不公平だと思う。
- ・ まとめとして、今よりみんなが楽しく暮らすためには、自分たちの意見をちゃんと聞いてもらい、理解してもらうことが大事だと思った。理解したことを口だけの約束にしないで、ちゃんと実行してもらうことも大切だと思った。

グループDの意見に対する質問

【問】 ちゃんと自分の意見を聞いてほしいというお話がありましたが、具体的にどうなるとちゃんと聞いてもらえたと思えるのか。

【答】 運動会の練習で使っていた大縄跳びをきちんと片付けていないという話を聞いた先生が、帰りの会で、ちゃんと片付けをするようにみんなに注意をしたということがあって、自分たちの話を受けて、この先生のようにきちんと実行してもらえたときに、ちゃんと話を聞いてもらえていると感じる。

【意見】 テレビ局の話で、自分の家ではケーブルテレビに入っていて、毎月4千円くらい払っている。これを、お金を取らないで、みんなが見られるようにすると、そこで働いている人が困ると思った。

【意見】 青森のテレビ局が少ないのは、青森が狭くて電波を増やすことができないからだと思う。

【意見】 子どもたちは、そういうことも含めて何も知らないのでもっとこうしてほしいということを言っているのでもって、大人から、なぜできないのかということをしきりと説明してもらえれば、子どもたちは納得することができるので、大人にはもっと教えてほしいという意見もあった。

終わりに（児童福祉専門分科会委員より）

今日、こども委員の皆さんが考えてくれた、日頃疑問に思うことや困っていることの中に、自分たちの権利や、当たり前が当たり前のこととしてちゃんと保証されていないのではないかという疑問が、いくつもあったと思うが、これから、青森市の権利条例を作るうえで、私たち大人の専門分科会のメンバーと一緒に、何回か議論をして、条例を作りあげていくことになるので、今後もよろしくをお願いします。